

九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託
基本仕様書

第1章 総則

第1条 適用の範囲

本基本仕様書は「九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託」に適用する。

第2条 業務の実施基準

- 1) 本業務は本基本仕様書によるほか、測量業務等共通仕様書(熊本市 令和7年10月)、設計業務等共通仕様書(熊本市 令和7年10月)、その他関連法令や示方書等に従わなければならない。
- 2) 本基本仕様書は、本業務に必要な諸元及び資料の内主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、責任を持って充足しなければならない。

第3条 業務上の疑義

- 1) 業務上において不明な点又は疑義を生じた場合は速やかに委託者の指示を受けるものとする。またその時期を失して手戻りのないように注意しなければならない。
- 2) 検討及び調査の詳細については、委託者の指示に従うものとする。その他の業務上の質疑及び不明点については調査職員と協議するものとする。

第4条 訂正

業務終了後といえども、成果に誤りがあった場合は、受託者は責任をもって直ちに訂正しなければならない。(電子成果品においても受託者の負担により訂正しなければならない)

第5条 資料等の貸与

- 1) 本業務に必要な資料で委託者の所有するものについては貸与する。なお貸与された資料は受託者が責任をもって管理すること。なお、貸与された資料の返却時期については、調査職員と協議すること。
- 2) 業務遂行にあたり新たに必要となる資料が明らかになった場合は、調査職員と協議すること。
- 3) 受託者は貸与資料について照査を行い、疑義等がある場合は調査職員と協議すること。
- 4) 図面の作成にあたっては、発注者より地形図を貸与する。

第6条 機密の厳守

受託者は、本業務に関する全ての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

第7条 業務計画

受託者は、契約締結後14日以内に業務計画書を提出し、委託者と打ち合わせを行うこと。業務計画書に記載する事項は以下の通りとする。

- ① 業務概要
- ② 実施方針
- ③ 業務工程
- ④ 業務組織計画
- ⑤ 打合せ計画
- ⑥ 成果物の品質を確保するための計画
- ⑦ 成果物の内容、部数
- ⑧ 使用する主な図書及び基準
- ⑨ 連絡体制(緊急時含む)
- ⑩ 使用する主な機器
- ⑪ その他
- ⑫ 調査職員が指示するもの

第8条 検査

受託者は成果品の引き渡しに当たっては期限を厳守し、かつ検査員の検査を受け入れなければならない。また、成果品の引き渡し後において、受託者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は受託者の負担において所要の訂正、又は修正を行うこと。

第9条 協議打合わせ

本業務の協議打合わせは原則7回(中間打合せ5回を含む)とする。管理技術者は各会議に出席することを基本とするが、中間打合せに限り、管理技術者の出席が困難な場合には、受託者の負担によりWeb会議等を開催することも可とする。

- 1) 当初打合せ 業務計画書提出時
- 2) 中間打合せ(5回)
- 3) 最終打合せ 成果品納入時

第10条 提出書類

- 1) 受託者は、委託者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を調査職員を経て、委託者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、調査職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
- 2) 受託者が委託者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め、提出するものとする。ただし、委託者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- 3) 受託者は、契約時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務に

について、業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けたうえで、受注時は契約締結後、15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。また、登録した場合は、登録機関発行の「登録内容確認書」は、テクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから委託者にメール送信し、速やかに委託者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

第11条 行政情報流出防止対策の強化

- 1) 受託者は、業務計画書の実施方針に情報セキュリティに関する対策を記載すること。
- 2) 受託者は、業務計画書及び共通仕様書に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、調査職員に報告しなければならない。

第12条 保険加入

受託者は、共通仕様書に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示すること。

ただし、調査職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第13条 ウィークリースタンス

本業務は、ウィークリースタンスの対象であるため、「設計業務等におけるウィークリースタンス実施要領」に基づき、委託者、受託者の協力のもと取り組むものとする。

第14条 第三者の土地への立入り

受託者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を委託者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受託者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を委託者に返却しなければならない。

第15条 管理技術者

管理技術者は、共通仕様書に示すほか、管理技術者の条件を満たす者であることとする。

第16条 照査技術者

照査技術者は、共通仕様書に示すほか、照査技術者の条件を満たす者であることとする。なお、当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務できないものとする。

第2章 業務内容

第17条 業務目的

本業務は、産業道路～国体道路間及び県道熊本高森線における歩行者、自転車、自動車の交通機能に関する課題を、「IT 技術による道路利用実態調査」及び「公表データ分析」等を通じて明確化し、当該区間における地域・道路特性を踏まえ、主要交差点である九品寺交差点の最適な形状について立案するとともに、産業道路の交通安全対策について検討するものである。

業務委託名：九品寺交差点外交通安全対策検討業務委託

履行場所：熊本市中央区九品寺1丁目外地内

履行期間：契約締結日から令和 9 年(2027 年)3月17日(水)まで

※ 契約予定期は令和 8 年(2026 年)5月中旬～下旬を予定している。詳細な時期は、別途発注者より指示する。

第18条 計画準備

本仕様書に示す業務を把握した上で、適正かつ円滑に業務を行うための業務実施方針・処理手順・工程など業務実施に必要な諸事項を計画し、技術提案の内容を盛り込んだ業務計画書を作成する。

第19条 九品寺交差点 交通量調査

(1) 現地踏査

本交差点についての現地状況及び交通状況を確認するために、現地踏査を行う。

(2) 交通量調査

本交差点の各方向における断面交通量と渋滞長を方向別、時間帯別に観測する。

観測自動車分類は小型車(普通車、小型貨物車)、大型車(バス、普通貨物車)の2車種分類とし、自転車、歩行者についても観測を行う。

調査回数は2回とし、調査日については、月曜日、金曜日及び祝祭日前後の日、学生の夏休み期間等のその他通常と異なる交通状況が予想される日を除く。なお、詳細日は調査職員と協議のもと決定する。調査時間は、平日13時間(午前6時～午後7時)とする。また、調査結果に基づき、交通量観測結果のとりまとめを行う。

第20条 九品寺交差点設計等

(1)九品寺交差点におけるIT技術を活用した道路利用実態調査

本交差点において、交差点の各方面に対する道路利用状況についてIT技術を活用した実態調査を行う。

なお、実態調査にあたっては、自動車、歩行者、自転車等の各移動形態の動線を把握することとして、具体的な実態調査手法については、プロポーザル方式において提出された技術提案の内容をうけて決定する。

(2)九品寺交差点の交差点形状立案

第20条(1)を踏まえ、九品寺交差点について、留意する着目点を整理したうえで、最適な交差点形状を立案する。

なお、着目点については、プロポーザル方式において提出された技術提案の内容をうけて決定する。

(3)九品寺交差点ミクロシミュレーション

九品寺交差点周辺地域を対象に、2ケースのミクロシミュレーションを行う。

ケース① 第19条及び第20条(1)の交通量調査や利用実態調査を踏まえた現況再現モデル

ケース② 第20条(2)の将来計画モデル

(4)九品寺交差点設計

九品寺交差点について、立案した対策に基づき、設計図、数量計算書を作成する。平面図は1/500とし、その他図面の縮尺は調査職員と協議し、作成する。

第21条 産業道路交通安全対策検討

(1)大江渡鹿交差点における道路利用実態調査

本交差点において、交差点の各方面に対する道路利用状況について実態調査を行う。

なお、実態調査にあたっては、自動車、歩行者、自転車等の各移動形態の動線を把握することとして、具体的な実態調査手法については、現地踏査等の結果に基づき、協議のうえ決定する。

(2)産業道路等の課題整理

位置図に提示された区間において、現況図面、ビックデータ等を活用し、データ分析を行い渋滞、交通安全等々の課題を整理する。

課題を整理するにあたっては、単路部や交差点部等について、渋滞のボトルネック、交

通安全上ネックとなる箇所を明確にする。

なお、必要なデータ等については、発注者より貸与する。

(3)産業道路の交通安全対策立案

第 21 条(1)及び(2)で整理した大江渡鹿交差点を含む産業道路の課題について、既存道路幅で可能な対策を 10 ケース立案する。

(4)産業道路の交通安全設計

第 21 条(3)で立案した計画について、図面の作成及び数量計算書を作成する。平面図は 1/500 とし、その他図面の縮尺は 調査職員と協議し、作成する。

第 22 条 関係機関協議資料作成

第 20 条、第 21 条で立案した計画案についてとりまとめ関係機関協議資料を作成する。

第 23 条 報告書作成

本業務での実施結果をまとめた報告書を作成するものとする。整理した情報は、図面や貸与資料を十分に活用し、わかりやすくとりまとめるものとする。報告書作成には、成果品概要版の作成を含む。

なお、本業務に使用した資料、文献等はその出典先を明記すること。

第3章 成 果 品

第 24 条 成果の内容

第 19 条から第 23 条までの成果の内容については、調査職員と協議の上決定するものとするものとする。

第 25 条 電子納品

- 1) 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査・設計・工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、国土交通省の定めた電子納品要領及び関連基準(以下「要領・基準類」という。)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。
- 2) 電子納品成果品の作成は、要領・基準類及び熊本市電子納品運用ガイドライン(案)(土木編)に基づいて作成することとする。
- 3) 電子納品成果品の提出は、上記に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R・DVD-R)で 2 部、印刷製本した成果品を 1 部提出する。なお、電子納品対象外の書類は、紙媒体により 1 部とする。
- 4) 成果品の提出の際には、「熊本市電子納品チェックソフト」によるチェックを行い、エラ

- 一がないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
- 5) 電子検査に必要なパソコンについては原則受託者が準備することとする。受託者が準備できない場合は、別途協議する。
 - 6) 数値図化データを別途DVD又はHDDなどで納品する場合は調査職員と別途協議すること。